

## ベルギーの法人税制 — NIDについて —

山田直夫

### 一、はじめに

#### (1) CBITとACE

多くの国で実際に実施されている法人税制が、企業の資金調達行動に対して歪みを与えていることはよく指摘されている。すなわち、負債で資金を調達した場合は、負債利子が課税ベースから控除されるのに対して、株式で資金を調達した場合は、その機会費用が課税ベースから控除されない。したがって、負債による調達を優遇している

という指摘である。また、経済のグローバル化にともない、個人段階で配当の二重課税を調整することが困難になっている。こうしたことから、近年、法人段階で負債と株式を等しく扱う税制に注目が集まっている。

法人段階で負債と株式を等しく扱う税制としては、U.S. Department of the Treasury (1992) で提案された CBIT (Comprehensive Business Income Tax) や Institute for Fiscal Studies (1991) で提案された ACE (Allowance for Corporate Equity) と呼ばれる税制がある。

C B I Tは法人段階で負債利子を課税ベースから控除せず、個人段階で利子と配当を、さらにキャピタル・ゲインについても非課税にする。それに對してA C Eは、負債利子だけでなく株式の機会費用についても課税ベースからの控除を認める。

つまり、C B I Tは負債と株式に関して課税すること、逆にA C Eは兩者について課税しないこと、それぞれ等しい扱いをするのである。ちなみに、C B I Tは企業の投資決定に対して歪みを与えるが、A C Eは企業の投資決定に対しても歪みを与えないことが知られている。

## (2) 本稿の課題

C B I TとA C Eは一九九〇年代に提案されているが、こうした税制に注目が集まっていることもあり、最近においても両税制を比較検討した研究がさかんに行われている。また、実際の税制に

目を向けてみると、ドイツが二〇〇八年と二〇〇九年の改革でC B I Tに近い税制になったが、C B I Tを導入している国は筆者の知る限りない。

一方、A C Eはいくつかの国で導入されている。その代表的な例が、ベルギーにおいて二〇〇六年から導入されているN I D (Notional Interest Deduction) である。

わが国の法人税改革の議論は、税率の引き下げや租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡大が中心である。しかし、中長期的にはわが国でもC B I TやA C Eの導入に関する議論が必要になってくると思われる。その際に、実際にA C Eを導入しているベルギーの実態を把握し、それを参考にすることは非常に重要である。山田(二〇一一)では、こうした問題意識に基づいてベルギーのN I Dの概要を紹介し、さらにマクロデータを用いてN I D導入が及ぼすベルギー経済や財

政への影響について考察した。しかし、そこでは法人段階だけでなく個人段階も含めた数値例を示すことができなかった。また、N I D 導入が企業の資金調達行動に与える影響についても触れることができなかった。そこで本稿では、それらの点を含めて改めてN I D 導入の影響について検討したい。

本稿の構成は以下のとおりである。二節では、諸外国の法人税改革の動向をC B I T とA C E の側面から整理する。次の三節ではN I D の概要を紹介する。ここで法人段階だけでなく個人段階も含んだ数値例を示す。四節では、N I D 導入が及ぼすベルギー経済への影響を考察する。この中で企業の資金調達行動への影響についても触れたい。続く五節はベルギー財政への影響についての考察である。最後の六節では本稿の議論まとめる。

## 二、法人税改革の動向

本節では財務省財務総合政策研究所（二〇〇七、二〇〇八、二〇一〇）を参考に、近年のドイツにおける税制改正の動向のうちC B I T に関連する部分について紹介する。続いて、諸外国におけるA C E の導入の実態について触れたい。

ドイツでは、二〇〇八年から二〇〇九年にかけて法人税と金融所得課税について改革が行われている。主な改革の目的は、税収をある程度確保しつつ、ドイツの企業立地を国際的にみて競争力のあるものとするなどである。特に金融所得課税に関しては、簡素化等によるドイツ資本市場の魅力の向上、租税回避への対応も目的としている。

法人税については、二〇〇八年より法人所得課

税の実効税率が約三九%から約三〇%に引き下げられるとともに課税ベースの拡大が行われた。課税ベースの拡大措置の中には、負債利子の損金算入の制限が含まれている。一方、金融所得課税に関しては、二〇〇八年までは利子所得は総合課税、配当所得はその五〇%が総合課税、株式譲渡益については原則非課税で、投機的売買の場合はその五〇%が総合課税の対象であった。それが二〇〇九年より一律の源泉分離課税が導入されて、確定申告による総合課税との選択制になった。源泉分離課税の具体的な内容は、利子所得、配当所得、株式譲渡益に対して二五%の所得税と税額の五・五%の連帯付加税（よって、所得に対して二六・三七五%の税率）が課されるというものである。

C B I Tは法人段階で負債利子を課税ベースから控除することを認めない。それに対してドイツ

の法人税は、損金算入を制限することで、一部ではあるが負債利子の課税ベースからの控除を認めない税制になっている。また、C B I Tでは個人段階で金融所得はすべて非課税である。一方、ドイツの個人段階の金融所得課税は利子所得、配当所得、株式譲渡益について一律源泉分離課税である。したがって金融所得に課税はされるが、等しく扱われるという点で、C B I Tと類似性がある。以上から、ドイツでは、近年の税制改正によりC B I Tに近い形の税制が実現しているといえるだろう。

続いてA C Eについては、Klemm (2006)によるとクロアチアが一九九四年から二〇〇〇年まで、イタリアが一九九七年から二〇〇三年まで、オーストリアが二〇〇〇年から二〇〇四年まで導入していた。現在も導入しているのは、一九九六年から導入しているブラジルと二〇〇六年から導

入しているベルギーの二カ国である。なお濱田（二〇一〇）は、近年、ラトビアにおいてもA C Eが導入されたことを指摘している。

### 三、N I Dの概要

#### (1) 導入の背景

ベルギーは、日本貿易振興機構（ジェトロ）のウェブサイトに<sup>(1)</sup>によると、面積が三〇、五二八平方キロメートル、人口が一〇八六万人（二〇一〇年）で、ともに日本の約一二分の一という小国である。そうしたこともあり、ベルギーは自国内に外国企業を誘致するための優遇税制を積極的に行ってきた。その中で代表的なものがコーデイナー・ジョン・センター制度と呼ばれるものである。この制度は多国籍企業グループに属するベルギー企業を対象にしたもので、この制度の下では

企業の利益ではなく運営費用から法人税額が算定される。

一九九〇年代後半から、E Uは経済活動に弊害をもたらす優遇税制に対して様々な取り組みをしてきた。そうした流れを受けて、コーデイナー・ジョン・センター制度は二〇一〇年末までに段階的に廃止されることになり、その代わりとしてN I Dが導入された。N I Dの対象はコーデイナー・ジョン・センター制度よりも広く、ベルギー法人税の対象となるベルギー法人及び外国法人である。N I Dは二〇〇五年六月二二日に立法化され、二〇〇六年二月三十一日以降を決算日とする事業年度（すなわち、二〇〇七年課税年度）から適用されている。なお、資本拠出額の〇・五％に課される資本登録税は、N I D導入にともない二〇〇六年より廃止されている。

ベルギー財務省のパンフレット (NOTIONAL

INTEREST DEDUCTION: an innovative Belgian tax incentive Tax Year 2012-Income 2011) などの内容をまとめると、NIDの目的は、負債で資金を調達した場合と株式で資金を調達した場合の税制上の扱いを等しくすること、全ての企業に対する実質的な法人税率を引き下げること、段階的に廃止されるコーデイナーション・センター制度の代替策としての役割を果たすことである。

## (2) NIDの仕組み

NIDの対象となる企業は、前述したようにベルギー法人税の対象となるベルギー法人及び外国法人である。したがって、ベルギー法人のほか、外国法人のベルギー支店、ベルギー法人税の対象となるNPO法人、ベルギーの不動産あるいはベルギーの不動産に対する財産権を所有する外国法人などである。また、コーデイナーション・セン

ターとして優遇措置を受けているなど、他の税制優遇措置の対象になっている企業はNIDの対象にはならない。

NIDは、調整後の自己資本の一定割合（みなし利率）を株主に対する支払利息とみなし、法人所得から控除する制度である。このことを式で示すと以下ようになる。

$$\text{調整後自己資本} \times \text{みなし利率} = \text{控除額 (みなし利息)}$$

ベルギーの法人税率は三三％で、それに加えて財政再建のための付加税が税額の三％だけ課される。したがって、法人所得に対して三三・九九％の税率で課税される。また、法人所得には国税しか課されないの、法人所得課税の実効税率も三三・九九％である。しかし、NIDにより税負担

図表1 NIDのみなし利子率

単位：%

課税年度	みなし利子率
2007	3.442
2008	3.781
2009	4.307
2010	4.473
2011	3.800
2012	3.425

(出所) ベルギー財務省資料より作成

を軽減することが可能で、先程の式からも明らか  
なように調整後自己資本が大きいほど、あるいは  
みなし利子率が高いほど課税ベースが小さくな  
り、法人所得課税の実効税率は低くなる。

みなし利息の計算に用いられる調整後自己資本  
とは、前期末におけるベルギー会計基準に基づく  
自己資本額から二重計算や不正使用を回避するた  
めの調整をしたものである。例えば、自己株式の  
会計上の純資産価値などは控除される。また、ベ  
ルギー会計基準に基づく自己資本には、資本、株  
式発行差金、再評価益、準備金、留保利益、投資  
補助金が含まれる。

またみなし利子率は、適用年の二年前のベル  
ギー一〇年償還国債の利率が用いられるので、図  
表1に示したように一年毎に異なる。また、みな  
し利子率の変動幅は前年の1%以内でなければな  
らず、上限は六・五%となっている。なお中小法

人の場合のみなし利子率は、図表1に示した値に〇・五%を加えたものである。したがって、例えば二〇一二年の中小法人に対するのみなし利子率は三・九二五%になる。なお、中小法人にはNIDのほか非課税の投資準備金を積み立てることができる制度があるが、どちらかの選択制になっており、両方を利用することはできない。

NIDの特徴としては、控除対象額が所得を上回る場合、翌年度以降七年間の繰り越しが可能であること、手続きに関しては法人税申告書に書類を添付すればよく、事前の税務当局への確認（ルーリング）が必要ないことなどが挙げられる。また、NIDを利用しても、親会社が所在する国でタックス・ヘイブン対策税制が適用され、NIDのメリットが少なくなることが考えられる。しかし、前掲のベルギー財務省のパンフレットによれば、ほとんどの国ではそういったことは生じ

ず、生じたとしても適切に対処することでメリットの減少を回避できるとしている。

### (3) 数値例

図表2は、NID導入が負債による資金調達優遇を是正することを個人段階も含めた数値例により示したものである。左列がNIDの適用がない場合、右列がNIDの適用がある場合を示している。まず、企業が負債により資金調達をした場合、NIDの有無に関わらず、税引き前利潤が一〇〇で負債利子も一〇〇であれば、負債利子控除後の利潤はゼロになり法人税は課税されない。個人段階では利子所得に対して一五%の税率で課税されるので、個人の手取りは八五になる。

株式による調達では、NID導入前では税引き前利潤一〇〇に対して、法人税が約三四（正確には三三・九九）かかる。したがって、税引き後利



ベルギーの法人税制

図表2 数値例

資金調達方法	NID 導入前			NID 導入後		
	負債	株式	留保	負債	株式	留保
＜法人段階＞						
税引き前利潤	100	100	100	100	100	100
負債利子	100	—	—	100	—	—
みなし利息	—	—	—	—	100	100
法人税額	0	34	34	0	0	0
＜個人段階＞						
手取り	85	49.5	66	85	75	100

(注) 個人段階の税率は、利子所得15%、配当25%で、キャピタル・ゲインは非課税である。

(出所) NBB (2007) より作成

潤は六六となる。これがすべて配当されるとすると、個人段階では配当所得に対して二五%の税率で課税されるので、手取りは四九・五ということになる。一方、NID導入後であれば課税ベースからみなし利息が控除される。この数値例ではみなし利息が一〇〇なので、法人税は課税されない。したがって、個人は配当を一〇〇受け取り、手取りは七五ということになる。ちなみに図表では内部留保による調達の場合も示してある。この例でもみなし利息が一〇〇なので、NIDが導入されていけば法人税は課税されない。

#### 四、ベルギー経済とNID

##### (1) 実質GDP成長率

図表3にはベルギーの実質GDPの成長率が示されている。それを見ると二〇〇四年は三・一%

図表3 実質 GDP 成長率と海外直接投資 (FDI) の流入額

年	実質 GDP 成長率 (%)	海外直接投資 (FDI)	
		流入額 (百万ドル)	順位
2002	1.4	16,251	12位
2003	0.8	33,476	4位
2004	3.1	43,558	4位
2005	2.0	34,370	7位
2006	2.7	58,893	6位
2007	2.8	118,403	3位
2008	0.8	109,956	2位
2009	-2.7	33,782	10位

(出所) OECD Economic Outlook 88 database、及び UNCTAD ウェブサイトより作成

であったが、二〇〇五年には二・〇%に落ち込んでいる。その後は堅調に回復し、NIDが導入された二〇〇六年は二・七%、二〇〇七年には二・八%になっている。しかし、二〇〇八年以降は、世界的な金融危機のためと思われるが、低迷している。

## (2) 海外直接投資 (FDI) の流入額

NIDは海外からの投資を呼び込むための優遇税制という側面を持つので、国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development: UNCTAD) のデータを用いて海外直接投資の流入額を見たい。図表3によると、ベルギーの海外直接投資の流入額の順位が二〇〇二年を除いて一〇位以内を保っているので、絶対額も他国に比べて多額であることがわかる。NIDが導入された二〇〇六年についてみると、

図表4 金融負債の変化額（非金融部門）

単位：百万ユーロ

年	借入	上場株式	非上場株式等	債券	その他	合計
2001	37,964	2,257	25,516	1,420	988	68,145
2002	18,935	144	8,513	376	-580	27,387
2003	43,446	491	4,832	5,453	190	54,411
2004	5,855	3,728	18,757	-17	714	29,038
2005	1,310	2,698	6,397	-3,903	-238	6,263
2006	44,273	3,776	27,599	524	1,358	77,530
2007	51,404	2,625	90,115	4,092	1,654	149,889
2008	57,318	6,718	120,438	-90	7,596	191,980
2009	11,344	547	36,592	5,721	-1,811	52,392

（出所） NBB（2011）より作成

流入額は約五八九億ドルで前年に比べて約七％増加している。また、順位は六位であり、前年から一つ上がっている。これはNID導入の影響といえるかもしれない。さらに、二〇〇七年には約一一八四億ドルで、前年の二倍以上増加している。二〇〇八年には、金融危機の影響もあってか流入額は若干減少しているが、逆に順位は二位に上がっている。

### (3) 企業の資金調達行動

図表4は、ベルギーの非金融部門の金融負債の変化額を示したものである。これを見ると、二〇〇五年からNIDが導入された二〇〇六年にかけて上場株式と非上場株式の変化額が上昇していることがわかる。特に非上場株式は約四倍になり、さらに二〇〇五年を基準にすると二〇〇七年は約一四倍、二〇〇八年は約一九倍になっている。一

図表5 ベルギーの法人所得税収

年	法人所得税収 (百万ユーロ)	増加率 (%)
2000	8088.9	
2001	8091.4	0.0
2002	8141.6	0.6
2003	7911.6	-2.8
2004	8991.4	13.6
2005	10028.6	11.5
2006	11247.8	12.2
2007	11572.6	2.9
2008	11461.6	-1.0

(出所) OECD ウェブサイトより作成

方この間、借入の変化額も上昇しており、同様に二〇〇五年を基準にすると、二〇〇六年は約三四倍、二〇〇七年は約三九倍、二〇〇八年は約四四倍になっている。二〇〇五年を基準にすると借入の方が変化が大きいが、絶対額で比較すると二〇〇七年以降は非上場株式会社の方が借入を上回っている。こうした結果から、NID導入にともない株式による資金調達が増加したと考えることができるとはならないだろうか。

## 五、ベルギー財政とNID

### (1) 法人所得税収

図表5は、ベルギーの法人所得税収と増加率を示したものである。ベルギーの法人所得税は国税であるので、この値は中央政府の税収であると同様に一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基

金の合計)の税収でもある。法人所得税収は、二〇〇三年から二〇〇七年まで増加しており、NIDが導入された二〇〇六年をみると法人所得税収は約一一二億ユーロで、増加率は一二・二%である。二〇〇七年も法人所得税収が約一一六億ユーロで、二・九%の増加となっている。NIDのよ  
うな優遇措置を導入すると法人所得税収が減少することが予想されるが、NID導入直後のデータを見る限り、そういった現象は生じていない。もちろん二〇〇六年から二〇〇七年にかけての法人所得税収の増加の要因はNIDだけではない。経済成長やコーディネーション・センター制度などの影響も考えられる。

また、法人所得税収が増加していることに対する評価も難しい。NIDの導入により企業活動が活発化して法人所得税収が増加したと考えることもできるが、コーディネーション・センター制度

より節税効果がないから法人所得税収が増加したと考えることもできる。さらに、コーディネーション・センター制度が段階的に廃止されているので、法人所得税収に及ぼすNIDの純粋な効果を取り出すのも難しい。

## (2) 財政赤字と債務残高

図表6の左列は、ベルギーの財政赤字の対GDP比を示している。プラスの値は財政赤字であることを、マイナスの値は財政黒字であることを示している。ベルギーは二〇〇一年とNIDが導入された二〇〇六年を除いて、財政赤字になっている。

また図表6の右列は、ベルギーの債務残高の対GDP比を示したものである。この図表より、ベルギーもわが国と同様に財政再建が大きな課題になっていることがわかる。二〇〇四年から二〇〇

図表6 一般政府の財政赤字と債務残高（対GDP比）

単位：%

年	財政赤字	債務残高
2001	-0.4	112.0
2002	0.2	108.4
2003	0.2	103.4
2004	0.4	98.4
2005	2.9	95.9
2006	-0.1	91.6
2007	0.4	88.0
2008	1.4	93.4
2009	6.1	100.4

(出所) OECD Economic Outlook 88 database. より作成

八年までは一〇〇%を下回り、特に二〇〇七年には八〇%台になったが、二〇〇九年には再び一〇〇%を超えてしまっている。

ベルギーは、フランス語圏の地域（ワロン地域）とオランダ語圏（フランドル地域）の地域にほぼ二分され、両者の利害調整が国内の最大の課題になっている。二〇一〇年六月に総選挙が行われたが、フランス語圏とオランダ語圏の各政党による連立交渉が難航し、正式な内閣が存在しない状態が続いていた。しかし、スタンダード・アンド・プアーズ（S & P）が二〇一一年一月にベルギー国債の格付けを引き下げたことをきっかけに、連立交渉が進展して正式政権が一二月に発足した。正式政権の発足により財政再建に対する取り組みが本格化すれば、NIDを含めた税制上の優遇措置の見直しということが出てくるかもしれない。

## 六、おわりに

本稿では、ベルギーで実際に導入されている A C E タイプの税制である N I D の概要を紹介し、その影響についてベルギーの統計データを用いながら検討した。本稿において明らかになったのは以下の四点である。

① 海外直接投資の流入額をみると非常に多額であり、世界でも上位の水準にある。N I D が導入された二〇〇六年は前年より約七一%増加している。

② N I D の導入により、株式による資金調達が増加した可能性がある。

③ N I D の導入により法人所得税収が減少すると考えられるが、実際には二〇〇六年は前年に比べて二・二%、二〇〇七年は二・九%

の増収であった。

④ 正式政権が発足したため、財政再建が本格化する可能性がある。

①と③から、N I D は税収を減少させずに海外直接投資を増加させたと考えられることもできる。ただし、これは N I D の純粋な効果ではない。さらに、税収が増加したことに対する評価も難しい。今後、分析をさらに精緻化して N I D の純粋な効果を取り出す必要があるだろう。また④から、ベルギーの財政再建に伴う税制改正の動向にも注目していく必要があるといえる。

(注)

(1) [http://www.jetro.go.jp/world/europe/be/basic\\_01/](http://www.jetro.go.jp/world/europe/be/basic_01/)

(参考文献)

財務省財務総合政策研究所 (二〇〇七) 『財政金融統計月報』

第六六〇号

財務省財務総合政策研究所 (二〇〇八) 『財政金融統計月報』

第六七二号

財務省財務総合政策研究所 (二〇〇九) 『財政金融統計月報』

第六八四号

財務省財務総合政策研究所 (二〇一〇) 『財政金融統計月報』

第六九六号

濱田洋 (二〇一〇) 「企業行動に対する租税の影響とその是

正・トレード・オフ、ヘッジング・オゲダー仮説を参考に」

『一橋法学』第九卷第一号、二四七—二八〇頁

山田直夫 (二〇一〇) 「企業行動に対して中立的な税制—ベル

ギーのNIEDについて—」『証券経済研究』第七三号、八三

—九五頁

Institute for Fiscal Studies (1991) *Equity for Companies: A*

*Corporation Tax for the 1990s*, Commentary No. 26.

Institute for Fiscal Studies, London.

Klemm, A. (2006) "Allowances for Corporate Equity in

Practice." *IMF Working Paper* No. 06/259.

NBB (2007) *Belgian Prime News*, No. 35, National Bank of

Belgium.

NBB (2011) *Statistical Bulletin 2011-III*, National Bank of

Belgium.

U. S. Department of the Treasury (1992) *Integration of the*

*Individual and Corporate Tax Systems: Taxing Business*

*Income Once*, U. S. Government Printing Office.

(やまだ ただお・当研究所主任研究員)